

監査公表第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部〔危機管理対策課、環境廃棄物対策課（水環境保全対策室、施設建設推進室）、清掃センター、衛生処理場、敦賀斎苑、生活安全課（消費生活センター）、市民課〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年 3 月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法 子

市民生活部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年 1 月27日（金）、30日（月）

2 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課、環境廃棄物対策課（水環境保全対策室、施設建設推進室）、清掃センター、衛生処理場、敦賀斎苑、生活安全課（消費生活センター）、市民課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）各種補助金について

補助事業が終了し実績報告を受け取る際には、補助団体において監査役等事業執行者以外の監査報告書の提出を求め、より適正な執行管理をしていただきたい。

（2）個人情報の取り扱いについて

全国的に個人情報の漏えいが問題になっている。これまでもされているが、より一層職員の教育及び人的統制と IT 統制の充実をお願いしたい。

（3）相談窓口について

相談を受ける職員の人材育成については、一定期間の継続従事を見込んで行っていただき、専門性が確保された相談体制の充実をお願いしたい。